

八尾市市税条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則 第1条～第12条 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第12条の2 略 2～6 略 <u>7～19</u> 第13条～第48条 略	附 則 第1条～第12条 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第12条の2 略 2～6 略 <u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14分の11とする。</u> <u>8～20</u> 第13条～第48条 略